

CHIBAちば

中小企業等に向けた 支援策ガイドブック

～新型コロナウイルス感染症・
原油等価格高騰対応～



チーバくん

令和5年5月

(令和5年5月8日時点)

※下線は4月号からの主な変更点です。

千葉県

(発行：商工労働部経済政策課)

はじめに

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等によって、本県の経済は大きな影響を受けています。特に、中小企業等においては、売上の減少やコストの増加などにより、資金繰りの悪化が懸念されます。

このため、県では、融資制度や経営相談体制の拡充、下請取引の振興など、中小企業者に寄り添った各種支援策の充実を図ってきました。

一方、コロナ禍で急速に進んだテレワークの普及や、デジタル社会の進展、世界的な潮流となっているカーボンニュートラルやSDGsの推進など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変容しており、これまでの事業のあり方を見直す転機となっています。

このような目覚ましく変化する社会経済環境においては、中小企業は、中長期的な視点に立って、新分野への参入や業態転換、生産性向上などに計画的に取り組むことが特に重要となっております。

本書では、中小企業等が、自身の経営方針に合った適切な支援策を活用し、持続的な事業継続と更なる成長を実現していただく際の力になれるよう、各種支援策をまとめて掲載しています。是非ご活用ください。



本冊子のポイント

- 中小企業等のお困りごとに対応した県の支援策の概要、お問い合わせ先を掲載
- いわゆる中小企業のほか、医療・福祉・農林水産業など、幅広い業種の支援策を掲載

厳しい経済情勢を踏まえ、県民の安全・安心や、経済の活性化に繋げるため、以下の基本的な考え方に立ち、支援策を実施します。

4つの原則

(1) 必要な人に必要なものを適切なタイミングで！

必要な支援策を臨機応変に検討するとともに、中小企業等の皆様に可及的速やかにご活用いただけるよう取り組みます。

(2) 国の施策と連携し、最大の相乗効果を！

県の支援策は、国の施策との役割分担を踏まえ国の支援策を補完したり、上乘せするなど、最大の相乗効果を実現することとします。

(3) 中小企業の新たな取組を支援します！

困難な状況にありながらも、ポストコロナの中長期的な視点に立ち、計画的に取り組む意欲を後押しし、新しい取組への支援を充実させます。

(4) 2つのフェーズに対応した切れ目のない支援を展開します！

「事業を維持・継続する」フェーズ、「更なる成長を実現する」フェーズと
いった、それぞれの段階に対応した切れ目のない支援策を実施します。

「事業を維持・継続する」フェーズ

《主な取組》

① 事業継続への支援

中小企業等の事業継続を支援するため、制度融資の充実などによる資金繰りを支援するとともに、事業継続に向けたチャレンジをサポートします。

また、今後の事業見通しが立てにくい中で、業績悪化を懸念し、後継者のいない経営者が事業継続を断念することを防ぐため、事業承継の支援等を行います。

② 人材の確保・定着への支援

人材の確保・定着に課題を抱える中小企業に対し、企業と人材のマッチング支援や、採用力向上に向けた支援を、関係機関と連携して実施していきます。

③ 感染拡大防止対策への支援

人の集まる店舗等においては、基本的な感染拡大防止対策に取り組むことが重要です。また、消費者の安心・安全を確保し、店舗等の利用を促すことは、県経済の回復に向けた第一歩となるため、感染防止に資する取組に対する支援を行います。

④ 失われた需要の回復に向けた支援

感染状況等を注視しながら、県内の旅行・宿泊商品の料金を割引く千葉とく旅キャンペーンや、県内の飲食店でお得に使えるプレミアム付き食事券の発行を実施するなど、切れ目ない需要の喚起を行います。

「更なる成長を実現する」フェーズ

⑤ 新しいビジネスモデルの実現に向けた支援

社会経済が大きく変化する中、中小企業は、これまでの事業だけでなく、中長期的な視点に立って、計画的に今後の経営戦略を検討する必要性が増しています。

そこで、ビジネスモデルの構築、新分野への参入や事業・業態の転換、生産性向上等に向けた意欲的な取組や、省エネルギーの促進、再生可能エネルギーを活用する取組を支援します。

⑥ 経営人材に関する支援

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、中小企業等の経営者は、様々な観点からの経営の点検や新たな挑戦が求められています。

そこで、経営者等に対する相談体制の充実や、地域における新たな経営人材の確保につながる後継者の確保など事業承継に関する支援を行います。

⑦ 地域資源を活用した商品開発等の支援

県産農林水産物や観光資源等の地域資源は地域の強みであり、地域活性化を進めていくための原動力となります。

そこで、県内中小企業による地域資源を活用した商品の開発や販売展開を支援するため、農林漁業者等の商品化ニーズと県内中小企業の生産・加工技術等をマッチングするとともに、消費者ニーズを捉えた商品改良につなげるためのテストマーケティング等を行います。

また、チーバくんを活用したロゴマークにより商品のPRを応援します。

目次

①事業継続への支援	1. 経営全般（事業継続など）について相談したい	
	(1) チャレンジ企業支援センター [県]	P 9
	(2) 下請取引振興事業 [県]	P 1 1
	2. 事業を継続したい	
	(1) 千葉県中小企業再建支援金 [県] 終了	P 5 7
	(2) 千葉県中小企業等事業継続支援金 [県] 終了	P 5 7
	(3) 飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金 (第1～17弾) [県] 終了	P 5 7
	(4) 大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金 (第1～6回) [県] 終了	P 5 7
	(5) 生産活動活性化支援事業 [県] 終了	P 5 7
	(6) 農業労働力確保のための緊急支援事業 [県] 終了	P 5 7
	(7) 貨物運送事業者物価高騰対策支援金 [県] 終了	P 5 7
	(8) 地域公共交通物価高騰対策支援事業 [県] 終了	P 5 7
	(9) 事業復活支援金 [国] 終了	P 5 8
	(10) 月次支援金 [国] 終了	P 5 8
	(11) 高収益作物次期作支援交付金 [国] 終了	P 5 8
(12) 持続化給付金 [国] 終了	P 5 8	
(13) 家賃支援給付金 [国] 終了	P 5 8	
(14) 一時支援金 [国] 終了	P 5 8	
3. テレワークを導入したい		
(1) テレワーク導入支援 [県]	P 1 2	
(2) テレワーク相談センター [国]	P 1 3	
(3) 人材確保等支援助成金（テレワークコース） [国]	P 1 4	

①事業継続への支援	4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配	
	(1) 感染症・物価高等対応伴走支援資金 [県]	P 1 5
	(2) 制度融資 [県]	P 1 6
	(3) 農業経営負担軽減支援資金 [県]	P 1 8
	(4) 漁業経営維持安定資金 [県]	P 1 9
	(5) 国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策 [県]	P 2 0
	(6) 施設園芸省エネ転換推進事業 [県]	P 2 1
	(7) 肥料価格高騰対策 [国・県]	P 2 2
	(8) 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付 [国]	P 2 3
	(9) 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策マル経融資 [国]	P 2 4
	(10) 福祉医療機構による融資（福祉貸付事業・医療貸付事業）[国]	P 2 5
	(11) 新型コロナウイルス感染症対応特別資金 [県] 終了	P 5 8
	(12) 畜産飼料価格高騰緊急対策事業 [県] 終了	P 5 8
	(13) 漁業用資材等価格高騰緊急支援事業 [県] 終了	P 5 8
	(14) 特別利子補給制度 [国] 終了	P 5 8
(15) 商工中金による危機対応融資 [国] 終了	P 5 8	
5. 税金等の期限内の納付が困難		
(1) 県税の納税猶予 [県]	P 2 6	
(2) 水道料金の支払猶予 [県]	P 2 7	
(3) 工業用水道料金及び経営負担金の徴収猶予 [県]	P 2 8	
6. 事業承継について支援を受けたい		
(1) 事業承継支援緊急対策事業 [県]	P 2 9	
(2) 事業承継支援助成金 [県]	P 3 0	
(3) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター [国]	P 3 1	
②人材の確保・定着への支援	7. 人材を確保したい	
	(1) 人材確保・定着の支援 [県]	P 3 3
	(2) 業務改善助成金（通常コース）[国]	P 3 4
	(3) 在籍型出向等のマッチング支援 [国]	P 3 5
	(4) 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）[国]	P 3 6
	(5) 水産業労働力確保緊急支援事業 [国]	P 3 7
	(6) 雇用調整助成金の特例措置 [国] 終了	P 5 9
(7) 農業労働力確保緊急支援事業 [国] 終了	P 5 9	

③ 感染拡大防止対策への支援	8. 感染防止対策をしたい	
	(1) 千葉県飲食店感染防止対策事業 [県] 終了	P 5 9
	(2) 飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」適用店舗の登録制度 [県] 終了	P 5 9
	(3) 宿泊事業者による感染防止対策等支援事業 [県] 終了	P 5 9
	(4) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 [県] 終了	P 5 9
	(5) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 [県] 終了	P 5 9
	(6) 介護サービス事業所における環境整備への助成事業 [県] 終了	P 5 9
	(7) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 [県] 終了	P 5 9
	(8) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業(事業者支援) [県] 終了	P 5 9
	(9) 地域公共交通臨時支援事業 [県] 終了	P 6 0
	(10) 地域公共交通感染防止対策補助事業 [県] 終了	P 6 0
	(11) 地域公共交通感染防止対策事業支援金 [県] 終了	P 6 0
	(12) 令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 [国] 終了	P 6 0
④ 失われた需要の回復に向けた支援	9. 需要が低迷した食材の消費拡大を図りたい	
	(1) 千葉県フェアの実施 [県]	P 3 8
	(2) 千葉県農林水産物販売緊急対策協議会の取組 [県] 終了	P 6 0
	(3) 直売所フェアの開催 [県] 終了	P 6 0
	(4) #食べて応援！#買って応援！千葉県産米プレゼントキャンペーン [県] 終了	P 6 0
	(5) 水産物販売促進緊急対策事業 [県] 終了	P 6 0
	(6) 和牛肉等販売促進緊急対策事業 [県] 終了	P 6 0
	10. 観光客・消費者を誘致したい	
	(1) 千葉とく旅キャンペーン [県]	P 3 9
	(2) 千葉で食べよう！プレミアム食事券キャンペーン [県]	P 4 1
	(3) G o T o トラベル [国]	P 4 3
	(4) この秋、千葉がアツい！還元額40億円相当！！キャッシュレス決済で最大10%戻ってくるキャンペーン [県] 終了	P 6 1
	(5) みんなで元気に！ちばの「おもてなし」提供事業 [県] 終了	P 6 1
(6) サンキュー🍀ちばフリー切符販売事業 [県] 終了	P 6 1	
(7) 「ディスカバー千葉」宿泊者優待キャンペーン [県] 終了	P 6 1	
(8) がんばろう！商店街事業(旧G o T o 商店街) [国] 終了	P 6 1	
(9) G o T o イート [国] 終了	P 6 1	
(10) G o T o イベント [国] 終了	P 6 1	
(11) イベント割 [国] 終了	P 6 1	

⑤ 新しいビジネスモデルの実現に向けた支援	1 1. 新しいビジネスモデルの実現に向けて投資したい	
	(1) 省エネ・再エネ型事業再構築・設備投資支援事業 [県]	P 4 4
	(1)-1 ちば事業再構築チャレンジ補助金事業	P 4 4
	(1)-2 生産性向上のための設備投資補助事業	P 4 5
	(1)-3 事業者向け次世代自動車等導入促進事業	P 4 6
	(1)-4 業務用設備等脱炭素化促進事業	P 4 7
	(1)-5 脱炭素化促進緊急対策事業補助金 終了	P 6 2
	(2) 生産性革命推進事業 [国]	P 5 0
	(2)-1 ものづくり・商業・サービス補助	P 5 0
	(2)-2 持続化補助	P 5 0
	(2)-3 I T導入補助	P 5 1
	(2)-4 事業承継・引継ぎ補助	P 5 1
	(3) 中小企業等事業再構築促進事業 [国]	P 5 2
	(4) 中小企業コロナ対策 事業再構築等支援事業 [県] 終了	P 6 2
(5) 新しい生活様式に向けた設備投資補助事業 [県] 終了	P 6 2	
(6) 経営継続補助金（農林漁業者向け）[国] 終了	P 6 2	
⑥ 経営人材に関する支援	1 2. 海外輸出・サプライチェーン対策に向けて投資したい	
	(1) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業 [国] 終了	P 6 2
	(2) 海外サプライチェーン多元化等支援事業 [国] 終了	P 6 2
	(3) 輸出用食品の製造施設等整備支援事業 [国] 終了	P 6 2
⑦ 地域資源を活用した商品開発等の支援	1 3. 後継者などの人材の確保について相談したい	
	(1) チャレンジ企業支援センター [県] 再掲	P 9
	(2) 事業承継支援緊急対策事業 [県] 再掲	P 2 9
	(3) 事業承継支援助成金 [県] 再掲	P 3 0
	(4) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター [国] 再掲	P 3 1
	1 4. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい	
	(1) ちばのキラリ商品支援事業 [県]	P 5 5
	(2) 「ちばのキラリ」ロゴマーク [県]	P 5 6

※上記は、中小企業等が使用できる支援策を掲載しています。

なお、国事業については、主な支援策を掲載しています。

1. 経営全般（事業継続など）について相談したい

（1）チャレンジ企業支援センター【県】

（公財）千葉県産業振興センター内に設置されている「チャレンジ企業支援センター」では、新型コロナウイルス感染拡大の影響への対応を含め、中小企業・小規模事業者の方々が、様々な相談できるよう、経営相談窓口を設置しています。

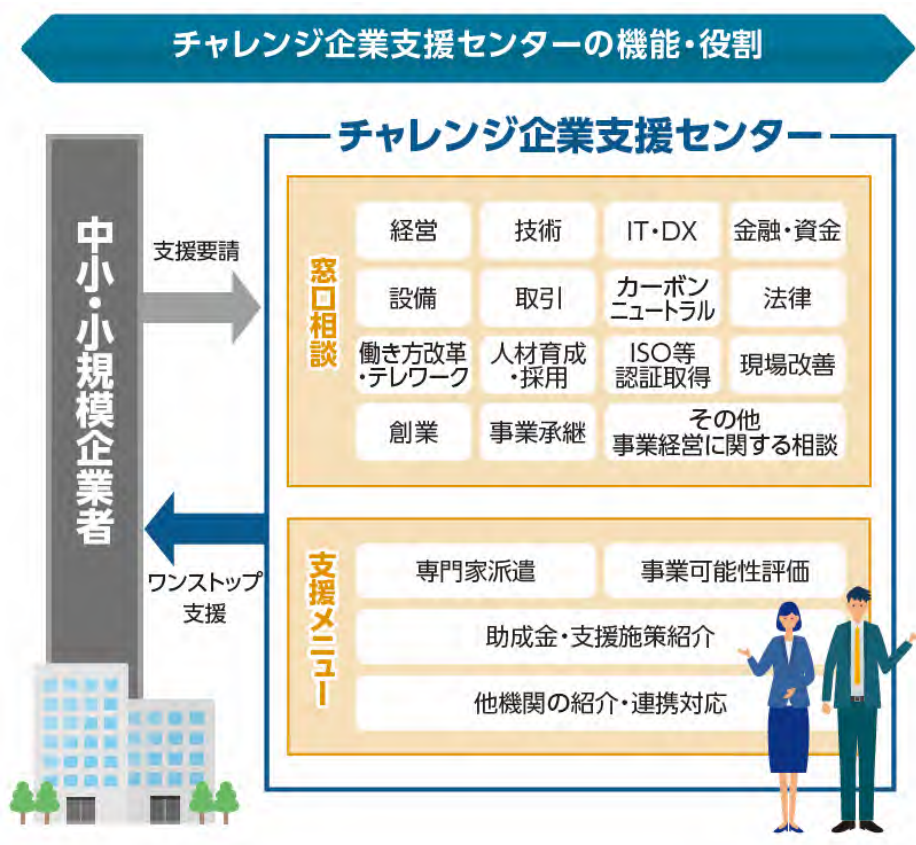
対象者

中小企業・小規模事業者

支援内容

○チャレンジ起業支援センター・経営相談窓口の設置

チャレンジ企業支援センターでは、新型コロナウイルスや原油価格高騰等の影響への対応の他、課題解決に役立つ支援メニューや、経営やIT、技術など様々な専門家をご案内しています。まずは、お気軽にご相談ください。



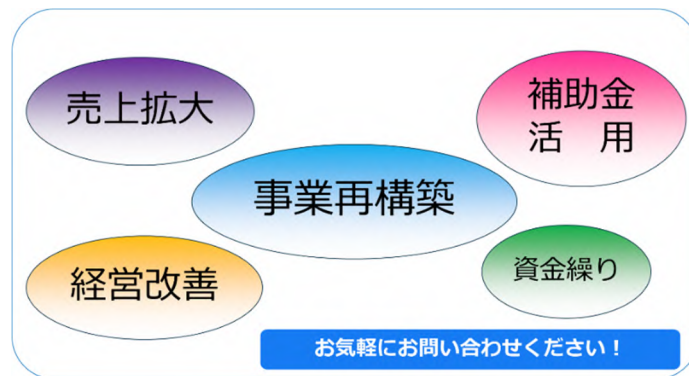
○事業再構築支援事業

(対象)

新型コロナや原油価格・物価高騰等によって、売上減などの影響を受けた県内の
中小・小規模企業者

(支援内容)

中長期的な視点に立って、生産性の向上や経費削減、業務改善、事業再構築等の課題
に取り組む中小・小規模企業者の求めに応じ、専門家派遣（最大10日間・無料）等
を実施して、計画の策定や見直し等への相談・助言を実施します。



(参考：国の事業再構築に関する補助制度について)

国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、中小企業者等による新分野展開、事業・業種転換等の事業再構築に意欲を持つ中小企業等の挑戦を支援するため、補助制度を設けています。

※国の事業再構築補助金の詳細は「11(3)中小企業等事業再構築促進事業」をご参照ください。

お問い合わせ先

URL : <https://www.cjic-net.or.jp/>



(公財) 千葉県産業振興センター

【電話番号】 043-299-2907

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

1. 経営全般（事業継続など）について相談したい

（2）下請取引振興事業 [県]

下請中小企業を支援するため、取引のあっせんを行うほか、各種相談助言を行います。

対象者

下請中小企業

※ 受注企業及び発注企業として登録できる者は、原則として製造業、修理業、サービス業（ソフトウェア等の情報成果物作成委託に限る）を引き続き6カ月以上営んでいる者で、機械設備能力等が妥当と認められる者。受注企業は下請中小企業振興法第2条に規定される中小企業。

支援内容

中小製造業に対して、取引先拡大と受注量確保を支援するため、受発注開拓員（専門指導員）が企業を巡回訪問し、製造委託に係る新規取引先企業の紹介あっせんを行うほか、取引・経営・技術等の相談対応やアドバイスを行います。

※ 企業登録及び受発注案件の紹介あっせんは無料です。



お問い合わせ先

千葉県産業振興センター 取引振興室

【電話番号】 043-299-2654

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/shitauke/soudanmadoguti.html>

3. テレワークを導入したい

(1) テレワーク導入支援 [県]

新たにテレワークを導入する企業にアドバイザーを派遣し、テレワークの社内試行や適切な労務管理の実施に向けた支援を行います。

対象者

新たにテレワーク導入を希望する県内中小企業・事業者

※導入済みであっても、運用に課題があり、活用されていない場合も対象とします。

支援内容

- 専門家派遣（テレワークの専門家3回、労務管理の専門家2回、計5回まで）
- テレワークの社内試行に必要な機器等の貸出

主な相談例

- ・テレワークに適した業務の洗い出しやセキュリティ対策について
- ・労務管理の方法や就業規則の変更について など

【支援企業数】 15社（予定社数に達し次第、受付終了）

【利用料金】 無料

【オンライン相談】 相談内容やインターネット環境などの状況に応じて、派遣に代えてオンラインによる相談・支援を行うことも可能です。

お問い合わせ先

ちばの「新しい働き方」推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）

【電話】 043-238-9865 【E-mail】 chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

参考

千葉県働き方改革ポータルサイト <https://chiba-hatarakikata.com/>



働き方改革・テレワークに取り組んでいる企業の事例紹介や企業向けセミナー情報、働き方改革に関するコラムなどを掲載しています。

3. テレワークを導入したい

(2) テレワーク相談センター [国]

厚生労働省・総務省が設置する「テレワーク相談センター」では、テレワーク時の労務管理や ICT 活用などのテレワークに関する各種相談に応じるほか、テレワークマネージャーによるコンサルティングを実施しています。

対象者

テレワーク導入予定企業、テレワーク実施企業

支援内容

- テレワーク導入・実施時の課題等に関する相談
- 労務管理・ICTに関するコンサルティング（3回まで無料）
- テレワーク活用事例の紹介、関連情報の提供

お問い合わせ先

テレワーク相談センター

<https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>



【電話番号】 0120-260-090

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

【E-mail】 telework_sodan@lec.co.jp

3. テレワークを導入したい

(3) 人材確保等支援助成金（テレワークコース）[国]

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。

対象者

テレワーク勤務を新規に導入する中小企業事業主のほか、試行的に導入している又は試行的に導入していた中小企業事業主

支援内容

支給対象となる経費の範囲

1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
2. 外部専門家によるコンサルティング
3. テレワーク用通信機器の導入・運用
※令和5年4月1日からテレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります。
4. 労務管理担当者に対する研修
5. 労働者に対する研修

受給額

【機器等導入助成】

- 1 企業あたり、支給対象となる経費の30%
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。
 - ・1企業あたり100万円
 - ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

【目標達成助成】

- 1 企業あたり、支給対象となる経費の20%
〈貸金要件を満たす場合35%〉
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。
 - ・1企業あたり100万円
 - ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

お問い合わせ先

実施期間・支給要件等の詳細は、厚生労働省ホームページを御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

千葉労働局 雇用環境・均等室

【電話番号】043-306-1860



4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（1）感染症・物価高等対応伴走支援資金〔県〕

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に利用できる融資制度です。

対象者

- ①新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方で、経営安定関連保証4号・5号のいずれかの認定を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定した方
- ②新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方で、売上又は利益率の確認を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定した方

支援内容

信用保証協会に支払う保証料の一部について、国による補助が受けられます。

- 【融資限度額】 1億円
- 【融資期間】 10年以内（うち元金据置期間5年以内）
- 【融資利率】 1.0%～1.7%（保証の種類、融資期間により異なります）
- 【保証料率】 ①0.85%（保証料補助後0.2%）
②0.45%～1.9%（保証料補助後0.2%～1.15%）
- 【担保】 必要に応じて徴求
- 【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 【備考】 原則として四半期に1回、計画の実行状況等について金融機関に報告をする必要があります

お問い合わせ先

融資については、取扱金融機関に直接お申込みください。

取扱金融機関については、
県ホームページをご覧ください。



制度全般について：千葉県商工労働部経営支援課

【電話番号】 043-223-2707

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（2）制度融資【県】

中小企業者等の資金調達を支援するための低金利・長期・固定が特徴の融資が可能です。

対象者

- ・ 県内で事業を行う中小企業者（個人、会社、NPO 法人等）、創業者及び組合等の方
- ・ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方（農林漁業・金融業等は対象外）

支援内容

セーフティネット資金（一般枠）

【融資条件】 最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期と比べ3%以上減少していること。

【資金使途】 運転資金及び設備資金

【融資限度額】 8,000万円

【融資利率】 1.1%～1.7%（融資期間により異なります）

【保証料率】 0.4%～1.85%

セーフティネット資金（市町村認定枠4号・5号）

【融資条件】 売上高等の減少について、市町村長の認定が必要。

4号：最近1か月の売上が前年同期比で20%以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること。

5号：最近3か月の売上が前年同期比で5%以上減少していること（国指定業種のみ対象）。

【資金使途】 運転資金及び設備資金

【融資限度額】 8,000万円

【融資利率】 1.0%～1.4%（融資期間により異なります）

【保証料率】 4号：0.75% 5号：0.63%

（次ページに続く）

サポート短期資金（小口零細企業保証枠）

【融資条件】 業歴が1年以上の小規模企業者の方で、かつ信用保証協会の保証債務残高の合計が2,000万円以内のもので一時的な運転資金を必要としていること。

【資金使途】 運転資金

【融資限度額】 1,200万円

【融資利率】 1.0%

【保証料率】 0.45%～2.15%

(※) その他、「事業資金（一般枠）」など、様々な融資資金があります。

(※) 一般枠、市町村認定枠4号・5号は、併せて利用可能。

お問い合わせ先

融資の申込先 : 取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

県制度融資の内容 : 千葉県商工労働部経営支援課 (TEL : 043-223-2707)

信用保証制度の内容 : 千葉県信用保証協会 本店 (TEL : 043-221-8111)

松戸支店 (TEL : 047-365-6010)

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（3）農業経営負担軽減支援資金 [県]

意欲と能力を有しながら、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担軽減を図るのに必要な資金を融資する。

対象者

農業者

支援内容

既往債務の借換えの融資を国の補助と合わせて実質無利子で受け取れます。

【利子補給額】 年利 1.8%以内の利子相当額

【融資期間】 10年（うち据置3年）以内

（※）特に必要があると認められる場合は、15年以内

【無利子期間】 当初5年

制度資金の概要

【融資機関】 農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合

【資金使途】 営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換え

（※）制度資金については、貸付利率が5.0%を超えるものが対象

【貸付利率】 県ホームページの農業資金別貸付条件一覧表をご覧ください。

【貸付限度額】 営農負債の額

お問い合わせ先

農林水産部団体指導課経営支援室

【電話番号】 043-223-3075

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（４）漁業経営維持安定資金〔県〕

漁業経営が困難である中小漁業者が、債務の整理を行うために緊急に必要な資金を低利で供給するため融資する。

対象者

漁業経営再建計画を作成し、都道府県知事（遠洋かつお、まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業については農林水産大臣）の認定を受けた者

支援内容

既往債務の借換えの融資を国の補助と合わせて実質無利子で受け取れます。

- 【利子補給額】 年利 1.8%以内の利子相当額
- 【融資期間】 10年（うち据置3年）以内
（※）特に必要があると認められる場合は、15年以内
- 【無利子期間】 当初5年

制度資金の概要

- 【融資機関】 東日本信用漁業協同組合連合会（信漁連）等
- 【資金使途】
 - （１）返済期到来後未返済となっている債務
 - （２）返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務
 - （３）その他の債務で次に掲げるもの
 - ア 賃金、退職金の未払債務
 - イ 金融機関以外の者からの借入金
 - ウ 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - エ その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務
- 【貸付利率】 県ホームページの水産資金別貸付条件一覧表をご覧ください。
- 【貸付限度額】 漁業種類や漁船規模により異なります。（4000万円～4億円）

お問い合わせ先

農林水産部団体指導課経営支援室

- 【電話番号】 043-223-3075

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（5）国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策【県】

燃油・資材の価格高騰に対応するため、生産資材の国産化及びコスト削減に取り組む生産者に対して、生産資材の導入費の一部を補助します。

対象者

自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者

（ただし、きのこ生産コスト低減等実施計画書チェックシートに基づき、生産資材の国産化・コスト低減に向けて取り組むこと）

支援内容

きのこ生産資材の導入支援

きのこ生産に関する導入経費の一部を助成します。

【支援額】

$$\boxed{\text{補助金}} = \boxed{\text{定額支援単価}} \times \boxed{\text{次期生産量}}$$

※補助額の上限は1取組実施者あたり500万円とする。

※定額支援単価は令和4年度の価格高騰分の1/2以内

※次期生産量は、

（1）令和4年度 又は 令和4年の生産量

（2）令和元年度から令和3年度まで 又は

令和元年から令和3年までの年間平均生産量

のいずれか低いものとする。

【対象品目】 原木、種駒（封ろう・菌栓含む）、菌床、種菌、培地機材（おが粉、コーンコブミール等）、栄養体（米ぬか、小麦ふすま等）、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材

※国が補助する他の事業と重複する経費は補助対象外とする。

お問い合わせ先

農林水産部森林課

【電話番号】 043-223-2966

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（6）施設園芸省エネ転換推進事業 [県]

燃油・資材の価格高騰により経営に影響を受けている施設園芸について、農業者が行う省エネルギーを促進する取組に対し、支援します。

対象者

認定農業者、認定新規就農者

（ただし、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートに基づき、省エネルギー対策に取り組むこと）

支援内容

省エネ機器・資材の導入支援

ヒートポンプなどの省エネ機器や資材の導入経費の一部を助成します。

【対象事業】

1 ヒートポンプの導入

新たなヒートポンプの導入に要する経費

・機器購入費、設置費

2 カーテン等保温設備の整備

（1）施設の保温性向上に要する経費のうち機器類

・循環扇、送風ダクト、変温管理装置、局所加温装置

・上記機器類の設置工事費（本体設置のための基礎工事、電気工事含む）

（2）施設の保温性向上に要する経費のうち被覆資材

・内張（固定・カーテン等）被覆資材

・被覆資材設置費

【補助率】 1／2以内

【対象品目】 燃油（A重油、灯油）、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）を使用した暖房機を有する施設で栽培される野菜、花き、果樹

お問い合わせ先

農林水産部生産振興課

【電話番号】 043-223-2882

【千葉県ホームページ「生産振興課の主な補助事業」内「施設園芸省エネ転換推進事業」】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/kinyuu/seisanhanbai.html#syouene>

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（7）肥料価格高騰対策 [国・県]

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料低減に向けた取組を2つ以上実施する農業者を対象に、肥料コスト上昇分の一部を支援します。

対象者

化学肥料低減に向けた取組を2つ以上実施する、農産物の販売実績がある農業者

支援内容

【支援対象】 令和5年春肥（令和4年11月～令和5年5月）として購入した肥料

【支援額】 前年度から増加した肥料費の9割（国7割+県2割）

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[\begin{array}{c} \text{春肥} \\ 1.4 \end{array} \right] \left[\begin{array}{c} 0.9 \end{array} \right]} \right) \times 0.9$$

※春肥の価格上昇率は令和5年3月頃に国が公表予定

【申請方法】 農業者は、肥料を購入した店舗（農協、肥料販売店、ホームセンター等）それぞれに申込む。各店舗は取組実施者として5戸以上の農業者の申込み（化学肥料低減計画書及び領収書等の添付書類）をとりまとめ、所管する農業事務所に申請する。

【申請期限】 ・令和5年春肥：令和5年7月20日（木）までに提出

お問い合わせ先

千葉県農業再生協議会（事務局：農林水産部安全農業推進課・生産振興課）

【電話番号】 043-223-2888・2890

【千葉県ホームページ 「肥料価格高騰対策について」】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/hiryou/hiryokoutou.html>

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（8）日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象とした融資を行っています。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①から③までのいずれかに該当する方で、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

- ①最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高（業歴6か月未満の場合は、開業から最近1か月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - ア 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高
 - イ 令和元年12月の売上高
 - ウ 令和元年10月～12月の売上高平均額
- ③債務負担が重くなっている方（債務償還年数13年以上）

支援内容

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

据置期間は最長5年。日本公庫の既往債務の借換も可能。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転20年以内（うち据置期間5年以内）

【融資限度額】 中小事業6億円、国民事業8,000万円

【金利】 当初3年間 基準金利から0.9%引き下げ
4年目以降 基準金利

【利下げ限度額】 中小事業4億円、国民事業6,000万円

お問い合わせ先

日本政策公庫事業資金相談ダイヤル

【電話番号】 0120-154-505

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（9）日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策マル経融資【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象とした融資を行っています。

対象者

最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある小規模事業者の方

支援内容

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠1,000万円

【金利】 経営改善利率より当初3年間、▲0.9%引下げ

【利下げ限度額】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

または、お近くの商工会・商工会議所

（※）経済産業省 HP 特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」又は右の2次元コードよりご確認いただけます。



4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（10）福祉医療機構による融資【国】

独立行政法人 福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が出た福祉・医療事業者を対象に経営資金等の優遇融資を実施しています。

対象者

- ① 福祉貸付事業（経営資金）：当貸付事業の融資対象施設を運営している事業者
- ② 医療貸付事業（長期運転資金）：病院、老健、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設等を運営している事業者

いずれも、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障が出た場合。

支援内容

	福祉貸付事業*	医療貸付事業**
貸付金の限度額	なし	4千万円（5千万円）～ 7.2億円（10億円） 種類により異なる
貸付利率	当初5年間：6千万円 （1億円）まで無利子 （超えた部分は0.3%） 6年目以降：0.3%	当初5年間：施設や役割 により異なる額まで無利子 （超えた部分は0.3%） 6年目以降：0.3%
無担保貸付	6千万円（1億円）まで	4千万円（5千万円）～ 3億円（6億円） 種類により異なる
償還期間【据置期間】	15年以内【5年以内】	15年以内【5年以内】

*（ ）は感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）

**（ ）は前年同月より医業収益が30%以上減少した月が1月以上ある医療機関

お問い合わせ先

福祉貸付専用窓口 【電話】 0120-343-862（受付時間：平日 午前9時から午後5時まで）

医療貸付専用窓口 【電話】 0120-343-863（受付時間：平日 午前9時から午後5時まで）

5. 税金等の期限内の納付が困難

(1) 県税の納税猶予 [県]

一定の要件に該当し、県税を一時に納付することができない場合には、申請により、一年以内の期間に限り、県税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。申請する際には、事前に管轄の県税事務所に電話でご連絡ください。

徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業等によって、県税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

申請による換価の猶予

県税を一時に納付することによって、事業の継続や生活の維持を困難にする恐れがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、納期限から6か月以内に申請することにより、換価の猶予を受けることができます。

申請手続等

- 申請書のほか、収入・支出や現預金の状況が分かる資料等を提出していただきます。
- 原則として担保の提出が必要となります。

お問い合わせ先

詳細については、管轄の県税事務所に電話でお問い合わせください。

5. 税金等の期限内の納付が困難

(2) 水道料金の支払猶予 [県]

新型コロナウイルス感染症の影響により、千葉県営水道（千葉県企業局）料金のお支払いが困難な方は、申請により当面の間、支払を猶予します。

対象者

千葉県営水道（千葉県企業局）をご契約されているお客様

【千葉県営水道（千葉県企業局）の給水区域は、千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部と市川市、浦安市、鎌ヶ谷市の全域です。】

支援内容

水道料金を当面の間、支払を猶予します。

【申請方法】

管轄の水道事務所・支所(※1)に御相談の上、猶予の申請をされる場合、千葉県営水道（千葉県企業局）のホームページ(※2)から申請様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ管轄の水道事務所・支所(※1)へ郵送してください。

※1 【管轄の水道事務所・支所】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/s-jimusho/index.html>



※2 【千葉県営水道のホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/oshiharai.html>



お問い合わせ先

管轄の水道事務所・支所にお電話でご相談ください。

5. 税金等の期限内の納付が困難

(3) 工業用水道料金及び経営負担金の徴収猶予 [県]

新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用水道料金及び経営負担金のお支払いが困難な方は、申請により、徴収を猶予します。

対象者

工業用水の受水企業

支援内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、受水企業が納入期限までに工業用水道料金等を支払うことができない場合、徴収を猶予します。(猶予期間中は延滞金はかかりません。)

(※) 猶予期間は原則として次期納入期限(約1月間)まで(再申請可。期間について応相談。)

(※) 原則として納入期限の7日前までに下記問い合わせ先に申請が必要です。

お問い合わせ先

企業局工業用水部工業用水管理課経営改善室

【電話番号】 043-307-1686

6. 事業承継について支援を受けたい

(1) 事業承継支援緊急対策事業 [県]

県内の中小企業において、当面の資金繰りや売上拡大等の対応に追われ、将来の事業承継に向けた準備が進まず、また新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により事業継続意欲を失う懸念が増していることから、プッシュ型の支援として、専門家が県内の中小企業経営者を直接訪問し、事業承継の意識付けや助言を行います。

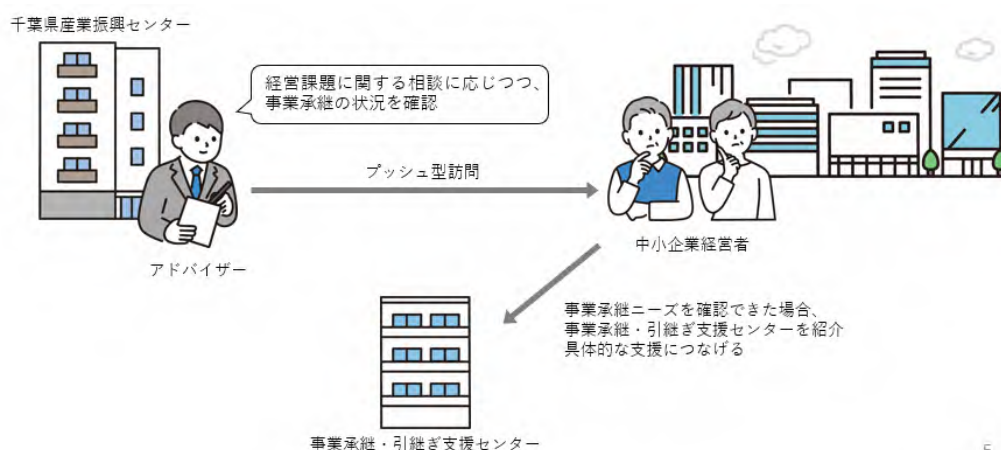
対象者

県内の中小企業の経営者のみなさま

支援内容

事業内容

- ・(公財)千葉県産業振興センターの専門家(アドバイザー)がプッシュ型の直接訪問を実施。物価高騰等の影響への対応状況などを確認し、必要に応じ助言。
- ・併せて「事業承継アンケート」を実施し、経営者のみなさまへの事業承継の意識付けや助言を実施。また、事業承継に関する支援が必要な経営者に対し、「千葉県事業承継・引継ぎ支援センター」等の支援機関への相談につなげる。



お問い合わせ先

商工労働部経営支援課

【電話番号】 043-223-2712

6. 事業承継について支援を受けたい

(2) 事業承継支援助成金 [県]

事業承継に係る委託など、中小企業が事業承継に向けた取組を実施するために要する経費の一部を助成します。

対象者

- ① 千葉県内に本社又は事業所を有するとともに、本助成金に関して実施する現地調査等に対し、千葉県内の本社又は事業所に対応できる者。
- ② 事業承継を行うにあたり、引き続き県内で事業を営む者。
- ③ 支援機関（千葉県事業承継・引継ぎ支援センター）から推薦を受けた者であること。

ほか

※M&Aにおける買収側の企業は対象外となります。

※国においても、事業承継・引継ぎ補助金制度 (<https://jsh.go.jp/>) があります。

助成対象事業

助成の対象事業	対象経費
(1) 事業承継計画の策定委託	・ 事業承継計画の策定委託料
(2) 企業価値の算定委託	・ 株価など企業価値の算定委託料
(3) 後継者の育成	・ 後継者の育成のためのセミナー等受講料
(4) M&Aの仲介委託等（注1）	・ 仲介委託料、マッチング登録料、着手金

（注1）M&Aの仲介委託等については、中小企業庁による「M&A支援機関登録制度」に登録されたM&A仲介業者によるM&A仲介費用のみが助成対象経費となります。

支援内容

【助成率】 1 / 2

【助成限度額】 50万円

お問い合わせ先

（公財）千葉県産業振興センター 【電話番号】 043-299-2907

https://www.ccjc-net.or.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=3256&frmCd=48-1-2-0-0

6. 事業承継について支援を受けたい

(3) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター [国]

国が設置した公的機関の「千葉県事業承継・引継ぎ支援センター」では事業承継に関する様々な課題解決を支援しています。

親族内承継、第三者承継・M&Aの実務に精通した専門家が秘密厳守・無料で相談を受け付けています。

対象者

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方

支援内容

相談の流れ

(1) 申込み・受付

千葉県事業承継・引継ぎ支援センターの以下のホームページないし電話にて、相談の申込を行う。

<https://chiba-jigyohikitsugi.jp/contact/>

電話：043-305-5272（受付時間 平日午前9時～午後5時）

(2) 個別相談の実施

相談は完全予約制の個別相談のため、日程調整を行った上で実施。

【個別相談の形態】

- ・お近くの商工会議所・商工会での出張個別相談
- ・当センター(千葉商工会議所内)での相談
- ・オンラインでの相談

(3) 支援実施

個別相談において、会社の状況や経営者の意向を確認の上、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、親族内承継、第三者承継・M&Aなど様々な選択肢を提示。相談者の選択した内容に応じて、具体的な支援を実施する。

(次ページへ続く)

〔親族内承継の場合〕

- ・税理士や中小企業診断士等の外部専門家と連携し、「事業承継計画」策定を支援する。

〔第三者承継の場合〕

①民間業者・金融機関等につなぐ

「事業承継・引継ぎ支援センター」に登録された民間M&A仲介業者、金融機関等を紹介。紹介を受けた登録支援機関が、譲渡企業にマッチした譲受企業を紹介し、マッチング及び譲渡契約成約までを実施。

②マッチングコーディネーター

「事業承継・引継ぎ支援センター」が、中小企業の方の依頼を受け、譲渡の進め方のアドバイスや譲渡先の紹介、譲渡条件等のすり合わせの他、各種書類作成などに必要な専門家を紹介。

③後継者人材バンクの活用

「事業承継・引継ぎ支援センター」と商工会議所等の創業支援機関が連携し、後継者不在の企業と起業を希望する人材とのマッチングを行い、成約にいたるまで支援。

お問い合わせ先

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

千葉県千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 12 階

【電話番号】 043-305-5272

【FAX】 043-305-5273

【E-mail】 hikitsugi@chiba-cci.or.jp

7. 人材を確保したい

(1) 人材確保・定着の支援 [県]

県では、中小企業の人材確保と職場定着を支援するため、企業と求職者のマッチング支援、職場環境改善や採用力向上に関するセミナー等を開催しています。

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点

【概要】 販路拡大や生産性の向上のほか、DX化の推進など、様々なお悩みを持つ経営者の方々と、課題解決に必要な専門スキルや豊富なノウハウ・経験を持つプロフェッショナル人材とのマッチングを支援します。正規雇用に加え、副業・兼業での人材活用まで、企業ニーズに合った採用が可能です。

【HP】 <https://www.chibapro.jp/>

【電話】 043-299-2903（千葉県産業振興センター内）

ジョブカフェちば

【概要】 若者の正規雇用に向けた就職支援と、若者を採用したい企業の支援を実施しており、合同企業説明会や「採用力アップセミナー」、外国人留学生の採用を検討している企業を対象としたセミナーや相談会等を開催しています。

【HP】 <https://www.jobcafe-chiba.jp/>

【電話】 047-460-5500

千葉県ジョブサポートセンター

【概要】 女性・高齢者の活用・採用について県内企業からの求人登録や募集の相談に応じるとともに、企業のニーズと求職者の意向をすり合わせたマッチングを実施しています。

また、女性・高齢者の採用・定着、活躍のポイント、働きやすい職場環境づくり等に関するセミナーを開催しています。

【HP】 <https://www.chiba-job.com/>

【電話】 043-245-9420

採用力向上サポートプロジェクト

【概要】 採用活動から人材の定着、育成についてそのノウハウの習得を支援するため、「リクルーター養成ゼミ」や「採用力向上セミナー」などを開催しています。

【HP】 <https://chiba-saiyoryoku.jp/>

【電話】 043-222-8170（千葉県商工会議所連合会内）

7. 人材を確保したい

(2) 業務改善助成金（通常コース）〔国〕

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部が助成されます。

本助成金の説明は、令和4年度の助成金（令和5年3月31日（金）申請締切）の内容であり、令和5年度の助成金の内容については、今後、厚生労働省ホームページに掲載される予定ですので、ご注意ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyouushi/shienjigyou/03.html

助成上限額（抜粋）

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
	<特例事業者>※	10人以上	120万円	130万円

※<特例事業者>は一定の要件（売上減または利益率低下）を満たす事業者です。

※この他に、45円コース、60円コース、90円コースがあります。

助成率 3/4 (4/5) ※カッコ内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成対象経費の例 (生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等)

設備投資	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

<特例事業者>に該当の場合、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する設備投資	・定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等 ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入
関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

【ご注意】事業場内最低賃金と地域別最低賃金（984円）の差額が30円以内の事業場が対象です。その他の要件、制度の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440 (受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで)

千葉労働局 雇用環境・均等室【電話番号】043-306-1860

7. 人材を確保したい

(3) 在籍型出向等のマッチング支援 [国]

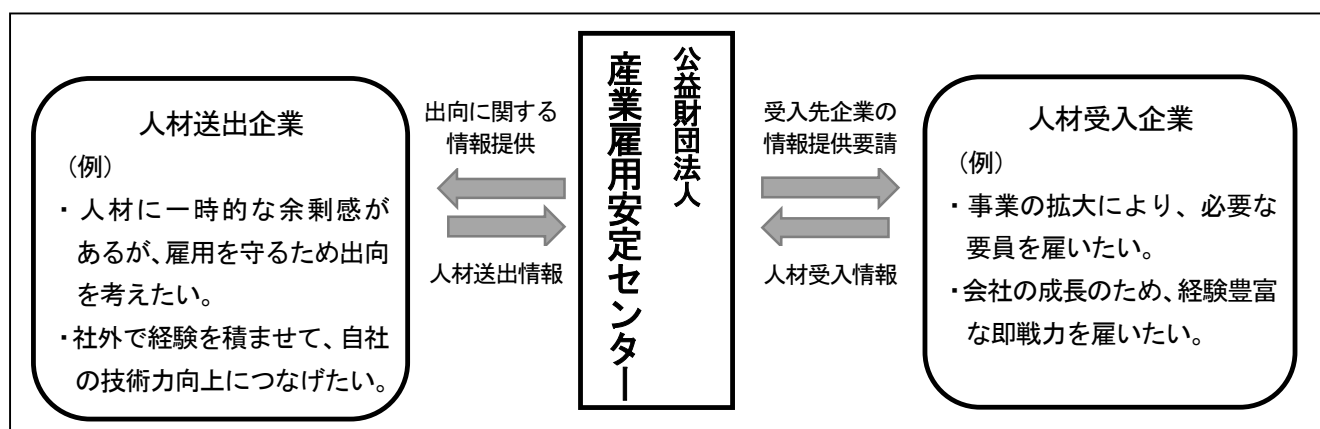
(公財) 産業雇用安定センターでは、人材有効活用の観点から、失業なき労働移動を目指し、在籍型出向や再就職等を無料で支援しています。

対象者

雇用保険の加入事業者

支援内容

コンサルタントが人材送出企業と人材受入企業を訪問し、マッチングが円滑に進むよう人事担当者等への助言や各種支援を行うとともに、登録される求職者へもきめ細かくカウンセリングやアドバイスを行います。費用は無料です。



お問い合わせ先

(公財) 産業雇用安定センター 千葉事務所 【電話番号】 043-216-3670

千葉県商工労働部雇用労働課

【電話番号】 043-223-2767

7. 人材を確保したい

(4) 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）【国】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方に対して、その出向に要した賃金や経費の一部が助成されます。

対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）
 - ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です。

支援内容

① 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

		中小企業	中小企業以外
助成率	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）		12,000円/日	

② 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

★令和4年10月1日から、支給や助成の対象が拡大されています。【制度改正】

- ① 支給期間の延長…出向労働者一人あたりの支給期間が延長されました。
改正前：最長1年（365日） → 改正後：最長2年（730日）
- ② 支給対象労働者数の上限撤廃…支給対象労働者数上限が一部撤廃されました。
改正前：出向元・出向先ともに最大500人まで → 改正後：出向元に限り上限撤廃
- ③ 出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成【新設】
経費助成：実質（1人あたり上限30万円）
賃金助成：1人1時間あたり900円（上限600時間）
※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

千葉労働局 職業対策課【電話番号】043-221-4393

7. 人材を確保したい

(5) 水産業労働力確保緊急支援事業 [国]

国は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足を解消するため、漁業や水産加工業において、地域の作業経験者等の代替人材の雇用や、遠洋漁船において外国人船員の確保が困難な場合に現在雇用している外国人船員を継続雇用する際に必要となる賃金等の掛かり増し経費の一部を助成します。

要件

1. 人材確保支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初受入を予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったこと等により、人手不足となった経営体であること。
- (2) 当初受入を予定していた外国人技能実習生等の代わりに雇用した地域の作業経験者等の人数が、(1)により人手不足となった人数と同じか少ないこと。
- (3) 外国人技能実習生等に支払う予定であった賃金と、代わりに雇用した地域の作業経験者等の賃金の差額の範囲内の額が計上されていること。

- ##### 2. 遠洋漁業の船員対策事業
- 船員の雇用（継続雇用を含む）、船員配乗のための航行・移動及び乗船前の船員の隔離待機が新型コロナウイルスの感染拡大による規制等によりやむを得ないものと認められる場合であること。

支援内容

- ##### 1. 人材確保支援
- 助成の対象となる経費は次の通りで、助成率は定額。

- ・当初受入を予定していた外国人技能実習生等の賃金と、当該実習生の代わりとして、地域の作業経験者等の国内人材を雇用する際の賃金の差額（国費は1時間につき500円以内、1日につき10時間以内）
- ・地域の作業経験者等の国内人材を雇用する際の傷害保険料（国費は1人2,000円/月を上限。）
- ・交通費（1人当たり3万円/月以内。ただし、国が認めた場合に限る。）
- ・都市部とのマッチングによる人材確保に必要な、経営体が新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る宿泊費や借上料（国費は1人につき6,000円/日、かつ100,000円/月を上限）

- ##### 2. 遠洋漁業の船員対策事業
- 助成の対象となる経費は次の通りで、助成率は1/2以内。

- ・既存の外国人船員等をドック等により操業を行っていない間も雇用する場合に必要なとなった賃金
- ・操業再開にあたり通常の外国人船員に代えて日本人船員を一時雇用（原則、3ヶ月以内。）した場合に必要なとなった賃金の差額
- ・操業再開にあたり新たに外国人船員を乗船させるため必要となった航行の燃油費
- ・90日を超えて外国で漁船を係留した場合にあっては、操業再開にあたり外国人船員を乗船させるために必要となった旅費
- ・操業再開にあたり新たに外国人船員を乗船させる際の隔離待機に要した宿泊費

お問い合わせ先

水産庁漁政部企画課 (03-6744-2340)
水産庁漁政部加工流通課 (03-6744-2349)
水産庁資源管理部国際課 (03-6744-2364)

9. 需要が低迷した食材の消費拡大を図りたい

(1) 千葉県フェアの実施 [県]

「ちばと一緒に！～まごころのチカラ～」の合言葉の下、県産農林水産物の販売促進に取り組んでくださる量販店やレストラン等の各種企業・団体の皆様に、のぼりや販促資材等を提供しています。

【販促資材の一例】

- ポスター



- スイングポップ



※販促資材一覧や申し込み方法等の詳細は下記 URL もしくは 2次元コードを参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/norin/torikumi/hanbai/tool.html>

お問い合わせ先

農林水産部流通販売課販売・輸出促進室
【電話番号】 043-223-3085



10. 観光客・消費者を誘致したい

(1) 千葉とく旅キャンペーン [県]

全国にお住まいの方を対象として、旅行商品や宿泊商品の割引に加え、宿泊及び日帰り旅行をされた方にクーポン券をプレゼントする「千葉とく旅キャンペーン」を実施しています。

対象者

全国に在住のみなさま

事業内容

優待内容

①旅行商品・宿泊商品の割引

対象旅行・宿泊商品	平日 : 3,000円以上 休日 ^{※1} : 2,000円以上
割引率	20%
割引上限額	・交通付旅行商品 ^{※2} : 5,000円 ・日帰り旅行も含めた上記以外の旅行・宿泊商品 : 3,000円
連泊	同一施設に限らず、1予約につき7泊分まで

※1 休日とは、宿泊を伴う旅行の場合については、土曜日、その翌日が祝日である日曜日若しくは祝日又はその翌日が土曜日である祝日をいい、日帰り旅行の場合については、土曜日、日曜日又は祝日をいう。平日とは、休日以外の日をいう。

※2 対象となる交通付旅行商品は、鉄道、バス、航空機などの交通サービスを含む旅行商品をいう。

②クーポン券のプレゼント

本キャンペーンを利用して、宿泊及び日帰り旅行をした場合は、1人1泊あたり平日2千円、休日1千円分のクーポン券※（日帰り旅行の場合は1人あたり）をプレゼントします。（※クーポン券は、「regionPAY」を利用した電子クーポンになります。）

さらに、1人1泊5千円以上での宿泊者を対象に、クーポン券に2千円の上乗せを行います。（上乗せクーポンは令和5年3月31日（金）で終了）

※利用期間は、旅行期間中

(次ページに続く)

キャンペーン期間

令和5年1月10日(火)～6月30日(金)宿泊分(7月1日(土)チェックアウトまで)

※期限前であっても、予算が無くなり次第終了します。

※ゴールデンウィーク期間中(4月29日(土)宿泊分(4月29日(土)チェックイン分)から5月7日(日)宿泊分(5月8日(月)チェックアウト分)は、キャンペーン対象外)

主な利用条件

本キャンペーンを利用するには、ワクチン3回接種済又はPCR検査等の結果が陰性であることが必要です。(令和5年5月8日(月)以降の宿泊、日帰り旅行から提示不要になります。)

- ・県内の自治体などが実施する他の優待との併用可能

お問い合わせ先

「千葉とく旅キャンペーン(全国版)」運営事務局 コールセンター

【電話番号】 0570-001-275

【受付時間】 午前9時から午後6時まで(土・日・祝日含む)

【E-mail】 chiba-tabi-cpn2@12.tripwari.jp

【ホームページ】 <https://chiba-tabi-cpn.com/>



10. 観光客・消費者を誘致したい

(2) 千葉で食べよう！プレミアム食事券キャンペーン [県]

食料品価格の高騰の影響などを踏まえ、県内の消費を喚起するとともに、飲食事業者への影響緩和を図るため、プレミアム食事券を発行するキャンペーンを実施しています。

キャンペーン概要

(1) キャンペーン期間（食事券販売・利用期間）

令和4年12月1日（木）から令和5年5月31日（水）

※キャンペーン期間を令和5年5月31日（水）まで延長しました。

(2) 販売する食事券

- ・県内の加盟店で使用できる25%又は20%のプレミアム付き食事券です。
(例：25%のプレミアム付きの場合1万2,500円の食事券を1万円で消費者が購入)
- ・販売中の食事券は2種類あります。

	種類	販売方法	プレミアム率
認証店・確認店 共通券	「認証店」及び「確認店」のうち加盟店で 使用可能な食事券	電子クーポン	20%
認証店 限定券	「認証店」のうち加盟店で 使用可能な食事券	のみ	25%

※「認証店」：千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店

「確認店」：千葉県飲食店感染防止基本対策確認店

※認証店制度は令和5年3月31日（金）で終了し、確認店に移行しますが、4月1日（土）以降も、それまで認証店であったキャンペーン加盟店においては、引き続きプレミアム率25%の認証店限定券が使用できます。

※確認店制度は令和5年5月7日（日）で終了しますが、5月8日（月）以降も全ての加盟店で引き続き、プレミアム率20%の認証店・確認店共通券が使用できます。

(3) 食事券購入方法

- ・スマートフォンアプリ「LINE」によるオンライン購入（電子クーポンのみ）

(次ページへ続く)

キャンペーン特設サイト

URL : <https://www.chiba-eat.jp>

キャンペーン内容の詳細を順次ご案内します。

加盟いただいた店舗については、店名一覧や所在地の地図を掲載いたします。



お問い合わせ先

- 【専用窓口】 千葉で食べよう！プレミアム食事券キャンペーン事務局
(受託者 東武トップツアーズ(株)千葉支店)
- 【電話番号】 0570-052-120 (利用者向け)
0570-052-080 (飲食店向け)
- 【受付時間】 午前10時から午後7時まで(土・日・祝日を除く)
- 【FAX】 050-3145-2881

10. 観光客・消費者を誘致したい

(3) G o T o トラベル [国]

国は、国内旅行を対象に、宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援します。
支援額のうち、7割が旅行代金の割引に、3割が旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

※本事業は、当面の間、全国で一時停止する措置が取られています。

対象者

- 旅行代金の割引： 旅行会社、宿泊事業者
- 地域共通クーポン：土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など
※対象とならない商品があります（税金、電気料金、金券、宿泊代金等）

事業内容

支援額

宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額

〔 支援額のうち7割・・・旅行代金の割引
支援額のうち3割・・・地域共通クーポン 〕

支援額の上限

宿泊旅行：一人一泊あたり2万円、日帰り旅行：一人1万円

事業への参加方法

G o T o トラベル事業者向け申請サイト又は郵送にて申請

※ 参加する事業者には、感染拡大防止策の実施が求められている。

お問い合わせ先

国土交通省 観光庁 (代表電話)

【電話番号】 03-5253-8111

1 1. 新しいビジネスモデルの実現に向けて投資したい

(1) 省エネ・再エネ型事業再構築・設備投資支援事業 [県]

県内中小企業等が行う省エネルギーや再生可能エネルギーを促進する設備投資などに対し、新たに助成します。

(1)-1 ちば事業再構築チャレンジ補助金事業

中小企業者等が取り組む、新分野参入や、業種・業態転換等の事業再構築であって、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資するものに対して助成します。

※令和5年1月26日(木)より申請受付期間及び補助事業実施期間を延長しています。

① 上乗せ助成

国の事業再構築補助金の採択事業者のうち、一定の条件を満たす者に対し、国庫補助対象経費の自己負担分を補助。

[補助率] 補助対象経費の1/12以内

[補助上限額] 5,000千円

[主な審査要件] 以下のi～iiiを全て満たすこと。

- i 国の事業再構築補助金(第5回・第6回・第7回公募分)の採択を受けたこと。
- ii 事業の実施により、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入・エネルギー転換の促進に繋がること。
- iii 令和5年12月20日(水)までに事業を完了すること。

※事業実績報告も令和5年12月20日(水)までに提出する必要があります。

② 県独自の助成

国の事業再構築補助金に採択されていない事業者のうち、事業再構築の取組を行う一定の条件を満たす者に対し、その取組に要する経費を補助。

[補助率] 補助対象経費の3/4以内

[補助上限額] 10,000千円(下限:1,000千円)

[主な審査要件] 以下のi～iiiを全て満たすこと。

- i 事業再構築のための事業計画を策定・提出すること。
- ii 事業の実施により、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入・エネルギー転換の促進に繋がること。
- iii 令和5年12月20日(水)までに事業を完了すること。

※事業実績報告も令和5年12月20日(水)までに提出する必要があります。

(次ページに続く)

登録申請方法

- ・原則オンライン申請（オンライン申請が困難な場合郵送での申請も受け付けます。）

【申請受付期間】

令和4年8月5日（金）から令和5年5月31日（水）まで（予定）

専用ポータルサイト

【名称】 ちば事業再構築チャレンジ補助金事業 ポータルサイト

【アドレス】 <https://chiba-saikouchiku.jp>

お問い合わせ先

ちば事業再構築チャレンジ補助金コールセンター

【電話番号】 050-3183-6212

【受付時間】 午前9時30分から午後5時30分まで（土・日・祝含む）

(1)-2 生産性向上のための設備投資補助事業

国のものづくり補助金を活用した省エネ・再エネ促進に資する設備等の導入に対し助成します。

対象者

- ・県内に事業所を有する中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者又は組合等の団体及びNPO法人、中小企業等経営強化法第2条第5項で規定する者のうち資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるもの）
- ・令和4年度において、ものづくり補助金（一般型）に実施場所を千葉県として採択された中小企業者等

支援内容

[補助率] 総事業費の1/12以内

[補助上限額] 2,500千円

申請窓口

公益財団法人千葉県産業振興センター 産学連携推進室（ベンチャープラザ船橋内）

〒273-0864 千葉県船橋市北本町1-17-25

☎ : 047-426-9200 受付時間：午前9時から午後5時まで

（次ページに続く）

Mail : uwanose@ccjc-net.or.jp

<申請窓口専用ページ>

<https://www.ccjc-net.or.jp/link/setubitousi.html>

【申請受付期間】

令和4年9月15日(木)から令和5年10月31日(火)まで

お問い合わせ先

商工労働部 産業振興課 産業技術班

【電話番号】043-223-2718

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/gizyutu/setubitousi.html>



(1)-3 事業者向け次世代自動車等導入促進事業

運輸部門の脱炭素化を図るため、事業者がタクシーやバス、カーシェアリング等に次世代自動車を導入する経費について助成するほか、中小事業者による次世代自動車に係るインフラ設備導入経費について助成を行います。

(1)-3-1 地域交通等向け次世代自動車導入補助金

対象者

県内でタクシー、バス、トラック、カーシェアリング及びレンタカーを導入する者
(太陽光発電設備の併設が条件)

支援内容

[対象経費] ① 次世代自動車の購入費

② ①にかかる設備(蓄電池・燃料供給設備)の購入費

[補助率等] ① 国の補助額の1/2

② 蓄電池(1/6:上限40万円)

燃料供給設備(1/3:上限30万円)

※燃料供給設備は、国の補助も併用可能です。

(1)-3-2 中小事業者向け次世代自動車用設備補助金

対象者

県内の中小事業者等（太陽光発電設備の併設が条件）

支援内容

[対象経費] 蓄電池、V2H、燃料供給設備、外部給電器（可搬式）の購入費

[補助率等] 1/10（上限25万円）

※次世代自動車、燃料供給設備、V2H及び外部給電器の購入費に対しては国の補助があり、本事業は国補助の上乗せ補助となります。

[ご注意] 詳細及び最新情報は、千葉県ホームページ（令和5年5月中旬掲載予定）をご覧ください。

お問い合わせ先

環境生活部温暖化対策推進課エコオフィス・次世代自動車推進班

【電話番号】 043-223-4563

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(1)-4 業務用設備等脱炭素化促進事業

本県の産業部門におけるカーボンニュートラルに向けた取組を推進するため、中小企業等の省エネ診断の受診費用や、診断結果等に基づいて実施する設備更新費用の一部を助成します。

対象者

県内で事業を行う中小企業等（中小企業・個人事業者・NPO法人・組合等）

※（交付決定時点までに）「CO2CO2（コツコツ）スマート宣言事業所登録制度」に登録していることが必要

（次ページへ続く）

支援内容

[対象事業]

項目	補助率等	設備例
蓄電池の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの診断に基づく場合 補助対象経費の1/2以内 ・簡易自己診断に基づく場合 補助対象経費の1/4以内 	定置用リチウムイオン蓄電システム
省エネルギーの促進		LED照明、高効率空調設備
未利用エネルギーの利用促進		工場排熱等利用設備
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策		省エネ自然冷媒機器
再生可能エネルギーの利用促進		太陽熱利用システム
省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内 	ボイラー、業務用冷凍冷蔵庫
省エネルギー診断の受診（一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、その他国が指定した機関が実施するものを除く）		省エネルギー診断受診料

※国の補助を受けている場合は対象外

[補助上限額]

- ・1事業者当たり1,000万円

[ご注意]

- ・詳細及び最新情報は千葉県ホームページ（令和5年5月下旬掲載予定）をご覧ください。
- ・省エネ診断に基づく補助金申請受付等は、6月中旬頃の開始を予定しています。

お問い合わせ先

環境生活部温暖化対策推進課企画調整班

【電話番号】043-223-4645

【受付時間】午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

（次ページへ続く）

【活用事例】

- ①新ビジネスのため、駅前で経営するウィークリーマンションをテレワークスペース等に改装し、省エネ型のオフィス機器を導入する。(ちば事業再構築チャレンジ補助金事業)
- ②極めて高い精度の加工を受注する機会が増えた金属加工業者などが、生産性向上のため、老朽化した機械を省エネ型の最新機器に更新する。(生産性向上のための設備投資補助事業)
- ③運輸事業者等が脱炭素化を進めるため、主に営業用車両であるタクシー、バス等に次世代自動車を導入する。(地域交通等向け次世代自動車導入補助金)
また、県内の中小事業者等が、電気自動車等を導入するために必要な次世代自動車に係るインフラ設備を導入する。(中小事業者向け次世代自動車用設備補助金)
- ④光熱費の負担軽減とともに温室効果ガスを削減するため、省エネルギー診断を受診して、設備等の最適な使い方や高効率な設備への更新の提案を受ける。
省エネルギー診断で提案を受けた高効率エアコンやLED照明を導入する。
(業務用設備等脱炭素化促進事業補助金)

など

1 1. 新しいビジネスモデルの実現に向けて投資したい

(2) 生産性革命推進事業 [国]

国は、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」「事業承継・引継ぎ補助」について、生産性向上や販路開拓、事業承継などに取り組む中小企業者を支援しています。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

① ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス補助金)

- ・ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

申請類型	補助上限額 [※]	補助率
通常枠	750万円～1,250万円	1/2 (小規模事業者等は2/3)
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	750万円～4,000万円	

※補助上限額は従業員規模により異なる

応募締切: 令和5年7月28日(金)午後5時(15次締切)

② 持続化補助金

- ・ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

応募締切: 令和5年6月1日(木) (第12回受付締切)

※事業支援計画書発行の受付締切:原則令和5年5月25日(木)

令和5年9月7日(木) (第13回受付締切)

※事業支援計画書発行の受付締切:原則令和5年8月31日(木)

【通常枠】 補助上限: 50万円 補助率: 2/3

【特別枠】 補助上限: 200万円 補助率: 2/3 (賃金引上げ枠の赤字事業者は3/4)

- ・ 賃金引上げ枠 (事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者)
- ・ 卒業枠 (小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者)
- ・ 後継者支援枠 (アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者)
- ・ 創業枠 (過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者)

※インボイス特例

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、全ての枠で一律に 50 万円の補助上限を上乗せし、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

(次ページに続く)

③ IT導入補助金

- ITツール導入(導入時のハードウェア含む)による業務効率化を支援

申請類型		補助上限額	補助率	補助対象経費
通常枠	A類型	150万円	1/2	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料、 導入関連費
	B類型	450万円	1/2	
デジタル化基盤 導入枠 (デジタル化基盤 導入類型)	ITツール	350万円	2/3～3/4	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料、 ハードウェア関連費、 導入関連費
	PC・タブ レット等	10万円	1/2	
	レジ・ 券売機等	20万円	1/2	
セキュリティ対策推進枠		100万円	1/2	サービス利用料

応募締切: 令和5年6月2日(金)午後5時(予定)(通常枠2次,セキュリティ対策推進枠2次)

令和5年5月16日(火)午後5時(予定)(デジタル化基盤導入枠2次)

④ 事業承継・引継ぎ補助金(令和4年度第2次補正予算分)

中小企業者及び個人事業主が、事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等についてその経費の一部を補助。

第5次公募応募締切: 令和5年5月12日(金)午後5時

- 経営革新事業
事業承継・事業再編・事業統合等を契機とした経営革新等(設備投資・販路開拓等)に係る費用を補助。
【創業支援型】【経営者交代型】【M&A型】
・補助上限:800万円(※賃上げ要件を満たさない場合は600万円)
・補助率:補助対象経費の1/2又は2/3以内
- 専門家活用事業
M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)・M&A仲介費用、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等)を補助。
【買い手支援型】
・補助上限:600万円
・補助率:補助対象経費の2/3以内
【売り手支援型】
・補助上限:600万円
・補助率:補助対象経費の1/2又は2/3以内
- 廃業・再チャレンジ事業
事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助。
・補助上限:150万円
・補助率:補助対象経費の2/3以内

お問い合わせ先

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト
<https://seisansei.smrj.go.jp>

11. 新しいビジネスモデルの実現に向けて投資したい

(3) 中小企業等事業再構築促進事業 [国]

新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。

第10回公募

公募期間：令和5年3月30日（木）～令和5年6月30日（金）午後6時まで

必須要件

- ① 事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成

支援内容・個別要件

◎ 成長枠

内 容：成長分野への大胆な事業再構築に取り組む中小企業等を支援

要 件：必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと

① 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること

② 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

補助額：(従業員20人以下) 100万円～2,000万円

(従業員21人～50人) 100万円～4,000万円

(従業員51人～100人) 100万円～5,000万円

(従業員101人以上) 100万円～7,000万円

補助率：中小企業1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）

中堅企業1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）

※ 事業終了時点で、①事業内最低賃金+4.5円、②給与支給総額+6%を達成すること

◎ グリーン成長枠

内 容：研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う中小企業等の事業再構築を支援

要 件：必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと

① グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する「<エントリー>の場合…1年・<スタンダード>の場合…2年」以上の研究開発・技術開発又は従業員の「<エントリー>の場合…5%・<スタンダード>の場合…10%」以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行う。

② 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

補助額：<エントリー>

中小企業（従業員20人以下） 100万円～4,000万円

中小企業（従業員21～50人） 100万円～6,000万円

中小企業（従業員51人以上） 100万円～8,000万円

中堅企業 100万円～1億円

<スタンダード>

中小企業 100万円～1億円

中堅企業 100万円～1.5億円

補助率：中小企業1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）

中堅企業1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）

※ 事業終了時点で、①事業内最低賃金+4.5円、②給与支給総額+6%を達成すること

(次ページへ続く)

◎ 卒業促進枠

内 容：成長枠・グリーン成長枠の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援

要 件：成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者が申請可能。大規模賃金引上促進枠と併用不可。補助事業終了後3～5年で中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業すること

補助額：成長枠・グリーン枠の補助額に準じる。

補助率：中小企業 1/2、中堅企業 1/3

◎ 大規模賃金引上促進枠

内 容：成長枠・グリーン成長枠の補助事業を通して、大規模な賃上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援

要 件：成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者が申請可能。卒業促進枠と併用不可。補助事業終了後3～5年の間に、①事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げる、②従業員数を年率平均1.5%以上増員させること

補助額：100万円～3,000万円

補助率：中小企業1/2、中堅企業1/3

◎ 産業構造転換枠

内 容：国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の中小企業等が取り組む事業再構築を支援

要 件：必須要件を満たし、かつ以下のいずれかの要件を満たすこと

① 過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態とは別の業種・業態の新規事業を実施すること

② 地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域で事業を実施しており、その基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

補助額：(従業員数20人以下) 100万円～2,000万円

(従業員数21～50人) 100万円～4,000万円

(従業員数51～100人) 100万円～5,000万円

(従業員数101人以上) 100万円～7,000万円

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

補助率：中小企業2/3、中堅企業1/2

◎ サプライチェーン強靱化枠

内 容：海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う中堅・中小企業者等に対する支援

要 件：必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと

① 取引先から国内での増産要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）

② 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること

③ 交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと

④ 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

⑤ その他、「DX推進指標」の自己診断結果をIPAに対して提出していること、IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★★二つ星」の宣言を行っていること、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること

補助額：1,000万円～5億円（建物費がない場合は3億円以内）

補助率：中小企業1/2、中堅企業1/3

(次ページに続く)

◎ 最低賃金枠

内 容：最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援

要 件：必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと

- ① 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ② 2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

補助額：(従業員数5人以下) 100万円～500万円
(従業員数6～20人) 100万円～1,000万円
(従業員数21人以上) 100万円～1,500万円

補助率：中小企業3/4、中堅企業2/3

◎ 物価高騰対策・回復再生応援枠

内 容：業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等、原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業等の事業再構築を支援

要 件：必須要件を満たし、かつ以下①又は②のどちらかを満たすこと

- ① 2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ② 中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること

補助額：(従業員数5人以下) 100万円～1,000万円
(従業員数6～20人) 100万円～1,500万円
(従業員数21人～50人) 100万円～2,000万円
(従業員数51人以上) 100万円～3,000万円

補助率：中小企業2/3

(従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4)
中堅企業1/2

(従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3)

お問い合わせ先

事業再構築補助金事務局コールセンター

TEL：0570-012-088

03-4216-4080 (IP電話等)

(受付時間：午前9時から午後6時まで(日祝日を除く))

※詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

14. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい

(1) ちばのキラリ商品支援事業 [県]

県産農林水産物などの地域資源を活用した商品の開発や販売展開を支援します。

対象者

地域資源の活用により商品開発を行っている（検討している）県内中小企業者、県内中小企業者と農林漁業者による連携体（農商工連携）

支援内容

(1) ニーズに合わせた商品開発・改良を行うための商談会

県産農林水産物の加工や商品化のニーズを有する農林漁業者や観光宿泊施設、道の駅等の各種事業者と連携して商品の開発・改良に取り組むきっかけとなるよう、商談会（マッチングイベント）を開催します。

(2) 地域連携コーディネーターの配置等

マッチングイベントに向けてのアドバイスや開催後のフォローアップのほか、地域内の連携を促進し、地域のブランド力を強化するためのワークショップや個別のマッチング等に対応できる体制を整備します。

(3) 県内外でのテストマーケティング

商品の認知度向上を図るとともに、販売実績や消費者の声を事業者にフィードバックし、更なる商品開発や販売戦略の見直しにつなげるための販売イベント等（テストマーケティング）を行います。

(4) テストマーケティングに付随するコンサルティング

テストマーケティングと併せ、事前研修、実施後のフィードバックを踏まえた商品のブラッシュアップ、営業ツール（商品プロフィールシート）の作成等のコンサルティング支援を行います。

お問い合わせ先

商工労働部産業振興課ライフサイエンス産業振興室

【電話番号】 043-223-2778

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/renkei/chiikishigen/kirari.html>

1 4. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい

(2) 「ちばのキラリ」ロゴマーク [県]

県産農林水産物などの地域資源を活用した商品のPRに、無料でお使いいただけるロゴマークです（事前のお申し込みが必要です）。

対象者

県内に事業所がある中小企業等

対象商品

県内に事業所がある中小企業等が製造又は販売する商品であって、地域の特性や資源を活用するもの

使用用途

商品の包装、販促品、ホームページ等への使用

使用料

無料

※手続き等の詳細については、
下記 URL もしくは2次元コードをご参照ください。
ロゴマークを使用した商品の一覧もご覧いただけます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/renkei/chiikishigen/logo.html>

お問い合わせ先

商工労働部産業振興課ライフサイエンス産業振興室

【電話番号】 043-223-2725



「ちばのキラリ」ロゴマーク



※ご登録いただいた事業者の皆様
に卓上のぼりやスイングポップなどの
販促品の配布も行っています。



(参考) 受付等が終了した事業一覧

項目番号	項目	概要
2 (1)	千葉県中小企業再建支援金 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が大きく減少している中小企業等が行う、感染症予防対策などを総合的に支援するため、支援金を給付しました。
2 (2)	千葉県中小企業等事業継続支援金 [県]	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等に対して、事業の継続・立て直しのための取組を支援するため、幅広く支援金を支給しました。 また、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者に対して、支援金を上乗せして支給しました。
2 (3)	飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金(第1～17弾) [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県内全域の「飲食店」「遊興施設のうち食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」について、営業時間の短縮等の要請に応じた事業者等に協力金を支給しました。
2 (4)	大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金(第1～6回) [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域内における、床面積が1000㎡を超える施設(大規模施設等)及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対して、協力金を支給しました。
2 (5)	生産活動活性化支援事業 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が大きく減少している就労継続支援事業所の再起に向けて必要となる費用を助成しました。
2 (6)	農業労働力確保のための緊急支援事業 [県]	感染拡大の影響などにより農業の人手不足が深刻化していることから、多様な人材の援農や就農を促進するため、研修の際に必要な農業用機械等の導入を支援しました。
2 (7)	貨物運送事業者物価高騰対策支援金 [県]	地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、物価高騰等の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対して支援金を給付しました。
2 (8)	地域公共交通物価高騰対策支援事業 [県]	地域に不可欠な公共交通手段を維持するため、燃料価格等の高騰の影響を受ける地域公共交通事業者に対し支援しました。

項目番号	項目	概要
2 (9)	事業復活支援金 [国]	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給しました。
2 (10)	月次支援金 [国]	緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人等・個人事業主等に対して支援金を支給しました。
2 (11)	高収益作物次期作支援交付金 (第4次公募分) [国]	国は、令和3年1月から3月に発令された緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆様を支援しました。
2 (12)	持続化給付金 [国]	国は、感染症拡大により売上高が大きく減少した事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給しました。
2 (13)	家賃支援給付金 [国]	国は、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃 (賃料) の負担軽減を目的として、テナント事業者に対して給付金を支給しました。
2 (14)	一時支援金 [国]	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対して支援金を支給しました。
4 (11)	新型コロナウイルス感染症対応特別資金 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が減少している中小企業者等の円滑な資金調達を支援するための実質無利子・無担保・元金据置最大5年間での融資を行いました。
4 (12)	畜産飼料価格高騰緊急対策事業 [県]	ウクライナ情勢等に伴う輸入原料価格高騰により、経営に著しい影響を受けている畜産農家等に対して、配合飼料及び粗飼料の購入に要した経費に係る緊急・臨時的な支援金の給付を行いました。
4 (13)	漁業用資材等価格高騰緊急支援事業 [県]	漁業用資材の価格高騰により厳しい状況にある漁業者の経営安定を図るため、価格高騰額に対し、臨時的な支援金を給付しました。
4 (14)	特別利子補給制度 [国]	日本公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等を利用した中小企業者等のうち、要件を満たす方に対して国が利子補給を実施しました。
4 (15)	商工中金による危機対応融資 [国]	商工組合中央金庫で取り扱っていた新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象とした融資を行いました。

項目番号	項目	概要
7 (6)	雇用調整助成金の特例措置 [国]	国は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成しました。
7 (7)	農業労働力確保緊急支援事業 [国]	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足の農業経営体が、代替人材を雇用等する際に必要となる掛かり増し経費や求人活動に要する費用の一部を支援しました。
8 (1)	千葉県飲食店感染防止対策事業 [県]	感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、飲食店における対策を県が認証する制度を、県内全域で実施しました。
8 (2)	飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」適用店舗の登録制度 [県]	飲食店等の事業者が、利用者のワクチン接種歴等を確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言時等において要請される行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ」制度適用のための事前登録を実施しました。
8 (3)	宿泊事業者による感染防止対策等支援事業 [県]	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者が行う感染防止対策に取り組むための経費を支援しました。
8 (4)	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 [県]	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐ取組を行う医療機関・薬局等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用負担を支援しました。
8 (5)	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 [県]	感染症対策を徹底した上での介護サービスを提供するために必要な経費を支援しました。
8 (6)	介護サービス事業所における環境整備への助成事業 [県]	感染症対策を徹底した上での介護サービスを提供するために必要な経費を支援しました。
8 (7)	障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 [県]	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援しました。
8 (8)	在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業（事業者支援） [県]	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援しました。

項目番号	項目	概要
8 (9)	地域公共交通臨時支援事業 [県]	地域公共交通事業者が行う車両消毒などの感染予防対策の取組を支援するため、臨時支援金を支給しました。
8 (10)	地域公共交通感染防止対策補助事業 [県]	地域公共交通事業者が行う感染防止対策設備の導入等に係る費用を支援しました。
8 (11)	地域公共交通感染防止対策事業支援金 [県]	地域公共交通事業者が行う車両消毒などの感染予防対策の取組を支援するため、臨時支援金を支給しました。
8 (12)	令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 [国]	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐ取組を行う医療機関・薬局等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用負担を支援しました。
9 (2)	千葉県農林水産物販売緊急対策協議会の取組 [県]	需要が低迷している県産農林水産物の需要回復を図るため、県及び県域の農林水産関係団体で構成する協議会を立ち上げ、品目横断的な販路開拓等を実施しました。具体的な取組内容については、協議会の構成団体が企画立案し、決定・実行しました。
9 (3)	直売所フェアの開催 [県]	県内農林水産物直売所の新たな利用客の獲得及び認知度向上を推進することにより、今後の売り上げ増加につなげるため、フェア参加直売所が連携したオンラインでのキャンペーンを実施しました。
9 (4)	#食べて応援！#買って応援！千葉県産米プレゼントキャンペーン [県]	新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が落ち込んだ県産米の消費拡大を図るため、県内宿泊客や県産品をお取り寄せいただいた方などを対象に、合計12,000名に、米新品種「粒すけ」5kgと風味豊かな千葉海苔をセットでプレゼントするキャンペーンを実施しました。
9 (5)	水産物販売促進緊急対策事業 [県]	新型コロナウイルスの影響を受け、需要が低迷している水産物を学校給食の食材として提供することで、増えすぎた在庫の解消と価格の回復を図りました。
9 (6)	和牛肉等販売促進緊急対策事業 [県]	新型コロナウイルスの影響を受け、需要が低迷している和牛肉等を学校給食の食材として提供することで、増えすぎた在庫の解消と価格の回復を図りました。

項目番号	項目	概要
10(4)	この秋、千葉がアツい！ 還元額40億円相当！！ キャッシュレス決済で 最大10%戻ってくる キャンペーン [県]	県内の消費を喚起し、県内事業者の皆様の支援につなげるため、対象キャッシュレス決済を使って、県内の対象店舗を利用した方に、お支払い金額の最大10%をポイント還元するキャンペーンを実施しました。
10(5)	みんなで元気に！ちば の「おもてなし」提供 事業 [県]	落ち込んだ地域産業の振興を図るため、本県の宿泊施設利用者に、地域と宿泊施設が協力して行う、その地域ならではの“おもてなし”を提供する取組を支援しました。
10(6)	サンキュー👏ちば フリー切符販売事業 [県]	千葉県とJR東日本千葉支社が連携して、県内のJR線と一部の鉄道、路線バス、フェリーが2日間乗り放題になるお得なフリーパスを令和4年1月4日から1月14日まで販売しました。
10(7)	「ディスカバー千葉」 宿泊者優待キャンペーン [県]	抽選で当選した方が県内のキャンペーン参加宿泊施設に宿泊すると、1人あたり最大5千円をキャッシュバックするキャンペーンを実施し、宿泊需要喚起を図りました。
10(8)	がんばろう！商店街 事業 (旧Go To 商店街) [国]	地域を再活性化し、ウィズコロナの状況に対応していくために商店街等が行うイベントやプロモーション、新たな商材の開発などについて、国が事業実施を支援しました。
10(9)	Go To イート [国]	売上減少に苦しむ飲食業界を支援するため、県内の飲食店でお得に使えるプレミアム付き食事券発行等を行いました。
10(10)	Go To イベント [国]	イベント関連のチケット等を購入する際、チケットの割引やクーポンを消費者に付与することで、新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を行いました。
10(11)	イベント割 [国]	新型コロナウイルス感染症によって甚大な影響を受けたイベント業界における需要を喚起するため、イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、2割相当分の割引等を実施しました。

項目番号	項目	概要
1 1 (1) - 5	脱炭素化促進緊急対策 事業補助金	中小企業者等の脱炭素化への取組を支援するため、中小企業者等が実施する省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備導入等を支援しました。
1 1 (4)	中小企業コロナ対策 事業再構築等支援事業 [県]	ポストコロナ時代における事業再構築など意欲ある企業の挑戦を支援するため、経験豊富な専門家を、無料で最大10日間まで派遣しました。
1 1 (5)	新しい生活様式に 向けた設備投資補助 事業[県]	新しい生活様式に対応したビジネスを行う際に必要な設備投資を後押しするため、国補助事業への上乗せ助成を行い、ワンストップ窓口を設置して国補助事業への申請手続きを支援しました。
1 1 (6)	経営継続補助金（農林 漁業者向け）[国]	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図りました。
1 2 (1)	サプライチェーン対策 のための国内投資促進 事業 [国]	生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内への生産拠点等の整備のための設備導入等を支援しました。
1 2 (2)	海外サプライチェーン 多元化等支援事業 [国]	特にアジア地域における生産拠点の多元化等によるサプライチェーンの強靱化等を目的とし、製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等を支援しました。
1 2 (3)	輸出用食品の製造施設 等整備支援事業 [国]	農林水産物や食品の輸出の回復を図るため、輸出事業者等に対し、輸出用の食品製造に必要な施設や機器の整備に係る経費等を支援しました。